

借金や未払金、家計のことで悩んでいませんか？

お金の問題に関する 無料法律相談会

日時：12月22日(日)午前9時～正午

場所：聖籠町役場 1 階会議室

申し込み：聖籠町消費生活センター

☎0254-27-1958

※12月18日(水)までにお申し込みください

消費生活



通信

令和 6 年12月
vol.170

関役場町民課

消費生活センター

☎27-1958 (直通)

※来所の際は事前にお電話
いただけると確実です

- ・法律相談(弁護士)・こころの相談(臨床心理士)を受けることができます。
- ・その場で弁護士に債務整理を依頼することができます。
- ・通信販売トラブルなど、消費生活全般に関する相談もお受けします。

高齢者サポートサービス とは

高齢社会化、家族の小規模化にともない、ひとり暮らしなどで高齢者が抱える不安にこたえるサービスを、有償で提供する民間の事業者が増えています。

おもなサービス内容

身元保証	・医療機関に入院、施設に入居する際の身元保証人になる ・支払いを一時的に立て替えたり、緊急時の連絡先になる
日常生活支援	・買い物の手伝い、緊急時の親族への連絡
死後事務	・亡くなられた後の入院費用・葬儀費用の支払い ・遺体の引き取り、部屋の退去などの事務手続きを代行

どんな事業者が運営しているか

- ・葬儀関連業者・司法書士事務所・福祉団体など、多様な主体が参加しています。
- ・提供するサービス内容・料金体系は、事業者によって違います。そのため、事業者選びに迷ったり、契約後に自分が希望するサービスが受けられないことがわかって不満を感じるトラブルも起きています。

利用を検討する際のチェックポイント

- ・自分が何をしてほしいかを明確にする。
- ・自分がしてほしいこと、期待することを事業者伝え、その事業者ができないことを確認する。
- ・受けたサービス料金を支払えるかどうか検討する。

ひとこと

- ・身元保証人がいなくても入院することは可能です。
- ・「してほしいこと」の中には、自治体に相談できることもあるかもしれません。
- ・悩んだ時はお気軽に、消費生活センターに相談してください。